

平成21年4月1日

県の事務・権限が市へ移譲されます



建築確認などに関する事務

市は、4月1日から建築基準法による「特定行政庁」となります。これまで県(日光土木事務所建築指導担当や県土整備部建築課)が行っていた建築基準法や関連法令による事務を、市で行うこととなります。

特定行政庁とは

特定行政庁とは建築主事を置く市町村の長をいいます。市町村に建築主事を置かない場合は、その区域の都道府県知事のことをいいます。

建築主事は、市町村長の下で建築確認の事務を行う者で、人口25万人以上の市には必ず置かなければなりません。また、それ以外の市町村は、知事と協議し同意を得て置くことができます。日光市では知事の同意を得て、4月1日から特定行政庁となります。

ります。

特定行政庁になると

これまで、建築物などの確認・検査や違反建築物の指導などは県が行っていましたが、これからは市で直接行うことができます。そのため、次のような利点があります。

行政サービスの向上

○建築確認が市の事務となることで、まちづくり担当や関連部署との協議・調整に要する時間が短縮され、事務処理を迅速に行うことができます。

○建築に関する相談について、これまででは建築主事がいなかったため法に基づく判断や指導ができませんでしたが、建築主事を置くことで、明確な応答ができます。

○すべての建築確認を市が扱うこと

から市が行うこととなります。

内容

○許可の対象規模は、都市計画区域内が1,000㎡以上、都市計画区域外は10,000㎡以上です。
○1,000㎡以上から開発許可などの申請手数料が必要となります。
○開発登録簿は、都市計画課で閲覧できます。

くわしくは 都市計画課 開発指導係 ☎(21)5102

不適切な土砂の埋立て等の禁止に関する事務

今まで、市と県で行っていた土砂の埋め立ての許可などの事務は、4月1日からすべて市が行うこととなります。

内容

○土砂などを埋め立てする場合、500㎡以上3,000㎡未満は市、3,000㎡以上は県が許可していましたが、4月1日から500㎡以上はすべて市が許可を行います。
※事前に環境課へご相談ください。
くわしくは 環境課 環境係 ☎(21)5152

事に着手できません。

③ 工事着手

※工事着手後、中間検査が必要な場合もあります。

④ 工事完了

※工事が完了したときは、4日以内に完了検査の申請を行わなければなりません。

⑤ 完了検査申請

※建築主事などは、申請を受けてから7日以内に検査を行います。

⑥ 完了検査済証の交付

検査に合格した場合は、完了検査済証が交付されます。
※原則として、完了検査済証の交付を受けなければ建物を使用することができません。

⑦ 建物の使用開始

くわしくは 建設課 建築係 ☎(21)5161

開発行為の許可に関する事務

今まで、県が行っていた土地開発行為の許可などの事務は、4月1日

市では、行政サービス向上のため、県の事務・権限の移譲を受け入れています。今回は、平成21年4月1日に新たに移譲される事務・権限のうち、主なものをお知らせします。
今後、皆さんにより身近な行政サービスを提供できるよう、県の事務・権限の移譲の受け入れを進めます。

り条例」による事務

建築主の皆さんへ

建物は、さまざまな法律の規制を受けて建てられています。その基本となっているものが建築基準法です。この法律は、私たちの生命・健康・財産を守るため、地震や火災などに対する安全性や、快適な環境を確保するために最低限の決まり事を定めたものです。

ここでは、基本的な手続きについてご紹介いたします。計画する建物ごとに条件が変わりますので、細かい手続きなどについては建築士事務所や建築会社などにご相談ください。

建築確認の流れ

- ① 建築確認申請
建物の新築や増改築などをする場合は、工事に着手する前に建築確認申請書を提出し、建築の計画が法律の規定に適合しているかどうかの審査を受けます。
※提出先は、特定行政庁または指定確認検査機関(民間)のどちらでも構いません。

② 確認済証の交付

建築計画が法律の規定に適合していれば、建築主事などから確認済証が交付されます。
※確認済証の交付を受けなければ工

で、市内の建築動向を的確にとらえることができ、土地利用計画や都市計画に適切に反映することができます。

○建築行政が身近になることで、住民の意向が反映しやすくなり、自主的なまちづくりができます。
安全で安心できるまちづくり

○消防・防災部局との連携により、防災に関する情報の交換や共有が進み、防災指導を強化できます。
○市職員の違反建築パトロールにより、的確に違反建築を防止できます。

特定行政庁が行う主な事務

- 特定行政庁は、建築基準法によるすべての事務を行うほか、次の法律による事務なども行います。
○「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」による事務
○「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」による事務
○「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」による事務
○「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」による事務
○「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」による事務
○「栃木県ひとにやさしいまちづく